



創刊に寄せて

特別区議会議長会々長
文京区議会議長

和田義春

日本國憲法がその第八章において保障する地方自治の理念は、その附屬的法典たる地方自治法の制定施行によつて具体化され、地方分権の徹底は民主主義確立の根基として強力に推進せられたのであります。我々の住む首都東京に、基礎的地方公共団体として旧三十五区の整理統合により二十三の特別区が誕生した昭和二十一年から年を経ること七年有余、六百万に達する二十三区区民の自治への熱情は、ひたぶるに区政の発展と充実を求め、民主政治の確立へ、絶えざる運動が繰返されているのであります。

今や、内外の情勢はその複雑さを告げる折、地方自治の要諦は、こもすれば第二義的に軽視され、民主主義の基盤を危くするの兆無しといたしません。

ここに創刊を見た「区政春秋」が独り特別区の機關誌たるに止まらず、憲法の所謂「地方自治」の公正なる運営と完全なる生長とを理想として、識者各位の絶大なる御支援と、懇切なる御指導によつて、その使命を達成しうるよう切望してやまないものであります。